

第73回規格会議が開催される (続報)

第73回規格会議(平成21年3月18日)における改定の概要(第5～9項)を前号に引き続き掲載します。(第1～4項については前号をご参照ください。)

5 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備標準規格 (RCR STD-22 3.0版)

特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備に係る電波法施行規則等の改正が行われ、周波数利用効率を高めるために特定ラジオマイクへのデジタル方式の導入が制度化されたことに伴い、「第4章 デジタル方式特定ラジオマイク用無線設備の技術的条件」を新規に規定しました。また、「第3章 無線設備の技術的条件」を「第3章 アナログ方式特定ラジオマイク用無線設備の技術的条件」に改定しました。

測定法はアナログ方式だけの記述となっているためデジタル方式の測定法を追加しました。従来、受信装置の測定法を記載していましたが技適の規定にないため削除しました。

「付録」としてデジタル方式を用いた場合のチャンネル呼称、グループ分割及び使用上の制限事項等の推奨条件を追加しました。

6 デジタル簡易無線局の無線設備標準規格 (ARIB STD-T98 1.1版)

今回の改定では、改正告示に基づきキャリアセンスの規定の明確化(設備・告示平21第128号関連)及びキャリア・モニタリングと話中表示規定の明確化(設備・告示平21第128号関連)を行いました。

また、受信装置の標準感度規定の明確化と誤記修正を行いました。

7 地上デジタルテレビジョン放送用デジタルSTL/TTL伝送方式標準規格(ARIB STD-B22 2.0版)

SHF帯STL/TTLの規格(第1章～第4章及び参考資料1～5)に対し、C-8、D-1チャンネル対応のIRF追加等、審査基準改正に伴う改定を行いました。

また、長距離海上伝搬を目的としたUHF帯TTLの規格(第5章)及び説明資料(参考資料6～15)を新たに追加しました。

- 8 デジタル放送におけるアクセス制御方式標準規格 (ARIB STD-B25 5.1版)
第1部 受信時の制御方式 (限定受信方式) において、ICカードの小型化に係る規定を追加しました。
また、まえがきの別表の記載漏れの追加と特許が有効となる版数の誤記訂正を行いました。
- 9 アスペクト比16:9の画面におけるセーフティゾーン技術資料 (ARIB TR-B4 2.0版)
今回の改定では、ITU-R勧告案及びSMPTE規格案に合わせることを優先し、第3章 現行セーフティゾーンの重要情報範囲を水平・垂直方向とも90%に変更しました。表示範囲の表記方法をサンプル数とライン数の表記に変更しました。
また、第4章に16:9のCRT受像機が少なくなった段階で運用することを前提にしたターゲットセーフティゾーンの規定を追加し、解説に今回の改定に関する背景、審議経過を追加しました。

第155回技術委員会 (放送分野) が開催される

第155回技術委員会 (放送分野) が開催されましたので、その概要をお知らせします。

1 日時：平成21年3月25日 (水) 午後2時から4時まで

2 場所：当会第2会議室

3 議事概要

次の事項について担当する開発部会、調査研究会及び事務局から報告・説明を行い審議されました。

なお、2件の設置要綱改定については異議なく承認されました。

- (1) デジタル放送システム開発部会の活動
- (2) デジタル放送システム開発部会の設置要綱改定
- (3) 素材伝送開発部会の活動
- (4) 素材伝送開発部会の設置要綱改定
- (5) FM文字多重放送改善調査研究会の活動
- (6) 一部の形態のBS放送受信システムの電波干渉問題
- (7) その他

電気通信・放送行政の動き

3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に係る電波監理審議会からの答申

(平成21年3月11日総務省報道発表)

総務省は、3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等（以下「開設指針案等」といいます。）について、電波監理審議会（会長：濱田 純一 東京大学副学長）に諮問したところ、開設指針案等を適当とする旨の答申を受けました。なお、電波監理審議会への諮問に当たっては、平成21年1月23日から2月23日まで行った意見募集において提出された意見及びそれに対する総務省の考え方についても電波監理審議会に示しましたので、併せて公表します。

総務省では、電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針等の制定を行う予定です。

1 電波監理審議会からの答申

次の告示案について電波監理審議会に諮問したところ、これらの案を適当とする旨の答申を受けました。

- ・ 3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案
- ・ 2,010MHzを超え2,025MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案
- ・ 平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を改正する告示案

なお、電波監理審議会への諮問に当たっては、平成21年1月23日から2月23日まで行った次の告示案に係る意見募集において提出された意見及びそれに対する総務省の考え方についても電波監理審議会に示しましたので、併せて公表します。

- ・ 3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案
- ・ 3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針第2項第2号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める告示案
- ・ 2,010MHzを超え2,025MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案
- ・ 平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を改正する告示案
- ・ 平成12年郵政省告示第744号（電波法第6条第7項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を改正する告示案

2 今後の予定

総務省では、電波監理審議会からの答申を踏まえ3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針等を制定するとともに、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の13第3項に規定に基づく開設計画の認定申請期間を定める等、速やかに所要の規定の整備を行う予定です。

なお、指針案等の概要を以下に示します。

骨子等の詳細については

< http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090311_8.html >を参照してください。

3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等の概要

より高速・大容量のワイヤレスブロードバンド環境を実現するとともに、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、3.9世代移動通信システム等を導入するため、次の方針により開設計画の認定を行う。

1 3.9世代移動通信システムの導入のための開設指針案

- (1) 1.5GHz帯及び1.7GHz帯について、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大4者に対して、10MHz又は15MHzを割り当てる。
- (2) 認定の日から5年以内に、割当周波数帯において、各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内の3.9世代移動通信システム等のカバー率（3.9世代移動通信システム（注1）に加え、3.5世代移動通信システムの高度化システム（注2）によるサービス提供が可能な地域の人口の割合）が50%以上になる計画を有することを要件とする。

（注1）100Mbps以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム

（注2）40Mbps以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム

- (3) 様々な3.9世代移動通信システムの導入シナリオに柔軟に対応可能とするため、第3世代、3.5世代移動通信システムの使用も認める。



※東名阪等について、デジタルMCAの使用期限である平成26年3月末まで使用不可。

2 2GHz帯の周波数を使用する開設指針案

- (1) 新たに5つの通信方式を追加し、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大1者に対して、15MHzを割り当てる。
- (2) 認定の日から5年以内に、各総合通信局の管轄区域内のカバー率

(サービス提供が可能な地域の人口の割合) が50%以上になる計画を有することを要件とする。



編集後記

前号の編集後記で、桜の開花予想がでていましたが、東京では既に開花宣言も出され、今週はほぼ満開となりそうです。まさに「春爛漫」ですね。

おりしもWBC（ワールド・ベースボール・クラシック）では、日本が宿敵韓国を破り見事2連覇を達成しました。9回裏に追いつかれた時は、もうだめかと思いましたが、延長10回表のあのイチローの一打には感動しました。最後まであきらめず、ここぞというときの集中力は素晴らしく見習いたいものです。これを機に、景気も良くなってくれればいいですね。

ところで、この時期は年度末で異動の季節でもあります。ARIB内でも多くの方が異動されますが、ARIBニュース担当の編集子2名が入れ替わります。私もその一人で、本号で (N.K.) と記す編集後記が最後となります。新編集子にどうぞご期待ください。

(N.K.)

[ページの先頭に戻る ▲](#)